

事務連絡
令和7年3月12日

各都道府県・指定都市・中核市保育主管課
各都道府県・指定都市・中核市児童福祉主管課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園担当課
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市
認可外保育施設担当課
各都道府県・指定都市・中核市放課後児童クラブ担当課
各都道府県・指定都市・中核市児童館担当課
各都道府県・指定都市・中核市地域子育て支援拠点事業担当課
各都道府県・指定都市・中核市子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業) 担当課
各都道府県・指定都市・中核市障害児支援主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く国立大学法人担当課

御中

こども家庭庁成育局安全対策課
こども家庭庁成育局保育政策課
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室
こども家庭庁成育局成育基盤企画課
こども家庭庁成育局成育環境課
こども家庭庁支援局障害児支援課
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

新年度における教育・保育施設等の事故防止に向けた取組の徹底について

平素から教育・保育施設等における安全管理の徹底について、御理解・御協力いただき、ありがとうございます。

新年度となる4月は、こどもの新入園や進級、施設・事業所で勤務する職員の入れ替わりなど、教育・保育施設等において環境が大きく変わる時期であり、重大事故の発生が特に懸念されます。

教育・保育施設等における事故防止については、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月、以下

「ガイドライン」という。)において、施設・事業者、地方自治体それが取り組むべき事項を示していますので、新たに教育・保育に携わる職員を含めたすべての職員に対して、下記事項を踏まえたガイドラインの周知徹底を図っていただくようお願いします。

特に、重大事故につながりやすい睡眠中のうつぶせ寝や食事中の誤嚥については、ガイドライン本文中の「重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項について」を改めて施設・事業所に周知を図るとともに、各地方自治体においても、必要な取組を行っていただくようお願いします。

なお、令和5年度子ども・子育て支援調査研究事業『教育・保育施設等における「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」等の効果的な周知方策についての調査研究』(以下、「令和5年度調査研究」という。参考資料参照。)により、わかりやすい啓発資料を作成し、現場で活用できる効果的な啓発方策(KYT(危険予知トレーニング))を示しております。

また、令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業「教育・保育施設等における食事中の誤嚥事故防止対策に関する調査研究」(以下、「令和6年度調査研究」という。参考資料参照)により、誤嚥事故防止のための啓発資料(別添)を作成しております。

自治体・施設等における各種研修等で、これらの資料を幅広く御活用いただきますようお願いします。

最後に、地方自治体から国に報告された重大事故について、事故の再発防止を目的として、保育のプロセスを振り返り、特に重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項や具体的な対応方法などについて情報共有を図るため、当該情報をデータベース化し、こども家庭庁ホームページに公表していますので、施設・事業所における事故の発生実態に応じた予防方策等を検討する際等に、積極的にご活用いただきますようお願いします。

記

1. 施設・事業者による事故防止のための取組

(1) 重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項について

ア 睡眠中

(ア) 医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要。

何よりも一人にしないこと、寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながる。

- (イ) やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。
- (ウ) ヒモ、又はヒモ状のもの（例：よだれかけのヒモ、ふとんカバーの内側のヒモ、ベッドまわりのコード等）を置かない。
- (エ) 口の中に異物がないか確認する。
- (オ) ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。
- (カ) こどもの数、職員の数に合わせ、定期的にこどもの呼吸・体位、睡眠状態を点検すること等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする。

【補足事項】

教育・保育施設等においては、これまでにも、睡眠中に、うつぶせ寝の状態で発見される死亡事故が繰り返し発生している。令和5年12月に発生した乳児の死亡事故も、うつぶせ寝の状態で発見されており、また、睡眠中のこどもの顔色や呼吸の状態を、職員がきめ細かく観察していなかったことが判明している。

イ 食事中

- (ア) ゆっくり落ち着いて食べることができるよう子どもの意志に合ったタイミングで与える。
- (イ) 子どもの口に合った量で与える（1回で多くの量を詰めすぎない。）。
- (ウ) 食べ物を飲み込んだことを確認する（口の中に残っていないか注意する。）。
- (エ) 汁物などの水分を適切に与える。
- (オ) 食事の提供中に驚かせない。
- (カ) 食事中に眠くなっているか注意する。
- (キ) 正しく座っているか注意する。

【補足事項】

教育・保育施設等においては、これまでにも、りんごやパン、ぶどうなどを食べた子どもの死亡事故等が発生している。昨年度は、すりおろしたりんごを食べた子どもの事故、今年度は、焼き肉風炒め物等を食べた子どもの事故が発生している。子どもの年齢月齢によらず、普段食べている食材が窒息につながる可能性があることを認識して、食事の介助及び観察をすること。

特にりんごは、咀嚼により細かくなつたとしても食塊の固さ、切り方によってはつまりやすいため、（離乳食）完了期までは、やわらかくなるまで加熱して提供すること。

また、令和6年度調査研究により、誤嚥事故防止のための各種啓発資料を作成したので、施設・事業者等において活用されたい。

（2）職員の資質の向上について

各施設・事業者においては、子どもの安全確保に関する研修に参加することを基本とするとともに、すべての職員は、救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン®の使用等）の実技講習、事故発生時の対処方法を身に付ける実践的な研修を通じて、事故防止に係る職員の資質の向上に努める。

施設・事業所での研修や職員会議などの機会に、子どもの発育・発達と事故との関係、事故の生じやすい場所等を共有することで、事故への認識、危険に対する予知能力の向上を図る。

【補足事項】

令和5年度調査研究において実施した職員アンケートの結果、ガイドライン等の注意事項を実践している割合が比較的少なかった、保育補助者や栄養士・調理師、非常勤職員等も含め幅広く活用できる周知方策が期待された。調査研究により作成した啓発資料は現場の意見を取り入れた、わかりやすく短時間でも要領をつかみやすいものであり、また、啓発方策（KYT（危険予知トレーニング））は、役職や勤務形態等を問わず、一人一人が事故予防について考え、発言するなどの手法によるものであり、ガイドライン等の浸透につながることが期待されるので、自治体や施設等で実施する研修などにおいて、積極的に活用されたい。（令和5年度調査研究参照）

また、令和6年度調査研究において、誤嚥事故を防止するためには、施設長が、リーダーシップ及びマネジメント能力を發揮し、率先して事故防止に取り組まなければならないこと、保育士等の常態的に子どもに接する職種だけではなく、献立を立てる栄養士や、食事を調理する調理員等、教育・保育に携わるすべての者が、事故防止意識を高いレベルで保持し、日々の業務に従事しなければならないことが示されており、事故防止意識を高めるため、研修のほか、掲示、回覧等、あらゆる機会において啓発資料の活用が期待される。（令和6年度調査研究参照）

2. 地方自治体による事故防止のための取組

（1）職員の資質の向上について

ア 計画的な研修に係る取組として、都道府県は各施設・事業者の研修の機会を確保するとともに、市町村においては制度の実施主体として積極的に研修の機会を確保するよう努める。

イ 研修については、ガイドライン、事故のデータベース等の国が行う再発防止に関する取組、死亡事故等の重大事故の検証等の地方自治体が行う再発防止に関する取組、各施設・事業者の事故防止の取組や再発防止策の好事例の紹介、救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペ

ン®の使用等) の実技講習等を内容とする。

- ウ 施設・事業者に対し、地方自治体による研修の内容を参考に、ガイドラインに基づく具体的な指針等の策定をはじめとした自らに適した取組を行うよう助言・指導する。
- エ 研修の機会の確保については、施設・事業者が自ら行う研修、地方自治体による研修(主催、外部委託、講師派遣)のほか、関係団体による研修、その他の団体が主催する研修等様々な主体による研修の紹介などを行う。

【補足事項】

ガイドライン等の浸透に向けた自治体の役割として、例えば、幼稚園と保育所の合同研修など、教育・保育施設等の中で合同研修を開催することで、教育・保育施設に関わるすべての職員に広く学習機会を提供することが考えられる。
(令和5年度調査研究参照)

(2) 指導監査等の実施について

- ア 事故の発生・再発防止の観点からも、施設監査(児童福祉法の認可権限に基づく指導監査(都道府県、市町村の取組)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく指導監査(都道府県、指定都市、中核市の取組))、確認監査(子ども・子育て支援法に基づく確認権限による指導監査(市町村の取組))、指導監督(児童福祉法に規定する認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業に対する立入調査等の指導監督(都道府県、指定都市、中核市の取組))をガイドラインの記載内容、国が発出する文書等を参考としながら実施することとし、都道府県と市町村は必要に応じて連携して対応する。
- イ 施設監査における一般指導監査や指導監督における通常の立入調査は、死亡事故等の重大事故を防止するためにも重要であるという視点から実施する。
- ウ 死亡事故等の重大事故が発生した場合又は児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じる恐れが認められる場合(こうした恐れにつき通報・苦情・相談等により把握した場合や重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等も含む。)に行われる指導監査等については、事前通告なく行うことについて適切に判断し、重大事故の発生・再発防止に資するよう効果的な運用を行う。

(3) 施設・事業者への周知と取組の推進について

- ア 指導監査等のほか、国が発出する事故防止に係る通知等について、各施設・事業者に周知し、事故発生防止に関する取組を推進する。
- イ 施設・事業者に対し、日常的な助言・指導を行うことが効果的な事故の発生防止及び職員の資質向上につながると考えられることから、各施設・

事業者の教育・保育等の方針や実施状況、指導監査等の実情も踏まえつつ、事前通告なく訪問し、こどもへの対応の方法、教育・保育の環境の状況、国が発出する事故防止に係る通知等に沿った教育・保育が実施されているかなどについて、巡回指導等を行うことが望ましい。

【補足事項】

自治体は、監査や巡回指導に当たり、補助的な役割を含むすべての職員が事故防止策を実行できるよう指導助言を行うことが期待される。その中で、教育・保育施設等の中でどのような研修が実施されているか確認した上で、補助的な役割の職員等を含むすべての職員が研修に参加できるよう助言することが望ましいと考えられる。（令和5年度調査研究参照）

【参考資料】

- 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（平成 28 年 3 月）内閣府、文部科学省、厚生労働省
<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/guideline/>
- 教育・保育施設等における事故情報データベース
<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/database/>
- 令和 5 年度子ども・子育て支援調査研究事業『教育・保育施設等における「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」等の効果的な周知方策についての調査研究』
(実施者：PwC コンサルティング合同会社)
<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/accident-prevention-at-nursery-facilities.html>
- 令和 6 年度子ども・子育て支援調査研究事業「教育・保育施設等における食事中の誤嚥事故防止対策に関する調査研究」
(実施者：MS&AD インターリスク総研株式会社)
<https://www.irric.co.jp/reason/research/index.php#section5>
 - 令和 6 年度調査研究 啓発資料（教育・保育施設等における誤嚥事故防止のための食材整理表等）
https://www.irric.co.jp/pdf/reason/research/2024_research_report_3.pdf
 - 令和 6 年度調査研究 啓発資料（おやつの選び方注意点・行事やイベント食の注意点）
https://www.irric.co.jp/pdf/reason/research/2024_research_report_4.pdf
 - 令和 6 年度調査研究 啓発動画（具体的な加熱方法）
https://rm-navi.com/contents/pages/14/cooking_method_01.html

- ・ 令和6年度調査研究 啓発動画（食事の際の誤嚥事故防止対策－眠ってしまったこどもへの対応－）

<https://ovp-player.smartstream.ne.jp/ms-ad-hd/output/player/4dedcd4f43ff4e5a97cd252b5dc1ad45/index.html?mp=7b24f6722a43471faa01587825910137&ts=1738287504>

【問合せ先】

- ガイドラインに関すること
こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係
[Tel:03-6858-0183](#)
- 保育所及び認定こども園（幼稚園型を除く）に関すること
こども家庭庁成育基盤企画課企画法令第二係
[Tel:03-6861-0054](#)
- 認可外保育施設に関すること
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係
[Tel:03-6858-0133](#)
- 放課後児童クラブ、児童館に関すること
こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係
[Tel:03-6861-0303](#)
- 子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業に関すること
こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係
[Tel:03-6861-0224](#)
- 地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業に関すること
こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係
[Tel:03-6861-0519](#)
- 障害児支援事業に関すること
こども家庭庁支援局障害児支援課障害児支援係
[Tel:03-6861-0063](#)
- 幼稚園、特別支援学校及び認定こども園（幼稚園型）に関すること
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室学校安全係
[Tel:03-6734-2966](#)